

## 議第192号

### 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

#### 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「850円」を「890円」に改め、同項第10号から第12号までの規定中「490円」を「500円」に改め、同項第14号および第15号中「440円」を「460円」に改め、同項第24号中「6,700円」を「7,000円」に改め、同項第25号中「8,000円」を「8,400円」に改め、同項第25号の2中「490円」を「500円」に改め、同項第30号中「1,720円」を「1,710円」に改め、同項第36号中「登録または更新登録手数料」を「登録手数料」に、「2,020円」を「2,180円」に、「4,150円」を「4,480円」に改め、同項第37号中「490円」を「500円」に改め、同項第40号中「41,000円」を「40,000円」に、「35,000円」を「34,000円」に改め、同項第41号中「1,130円」を「1,220円」に改め、同項第42号および第43号中「570円」を「620円」に改め、同条第2項第5号中「490円」を「510円」に改め、同項第7号中「6,500円」を「6,200円」に、「7,400円」を「7,800円」に、「3,000円」を「2,900円」に、「3,400円」を「3,200円」に改め、同項第13号中「2,400円」を「2,500円」に改め、同項第16号中「18,000円」を「19,000円」に、「42,000円」を「44,000円」に、「23,000円」を「22,000円」に改め、同項第18号中「870円」を「910円」に、「1,100円」を「1,200円」に改め、同項第23号中「18,000円」を「19,000円」に、「35,000円」を「37,000円」に、「3,900円」を「3,700円」に、「7,700円」を「7,300円」に改め、同項第29号中「490円」を「510円」に改め、

「政令第10条第1項の規定に基づく  
同項第30号中「760円」および「730円」を「770円」に、

1件に

家畜人工授精師免許証の再交付の手数料 「政令第10条第1項の規定に基づく家畜人工授精師  
を

つき 1,700円 」 1件につき

免許証の再交付の手数料

に改め、同項第32号中「8,200円」を「8,000円」に、「55,000円」  
1,800円 」

を「58,000円」に、「35,000円」を「37,000円」に改め、同項第38号中「3,900円」を「3,700円」に、「3,500円」を「3,600円」に改め、同項第42号中「第4条の」を「第5条第1項の」

に、「20,000円」を「19,000円」に、「13,000円」を「12,000円」に改め、同項第44号中「420円」を「440円」に、「210円」を「220円」に改め、同項第50号中「17,300円」を「17,400円」に、「39,000円」を「41,000円」に、「6,100円」を「6,400円」に改め、同項第53号中「1件につき 8,000円」を「1件につき 7,900円」に、「58,000円」を「56,000円」に改め、同項第61号を次のように改める。

(6) 登録免許税法に基づく事務手数料

登録免許税法（昭和42年法律第35号）別表第3の1の項の第4欄、5の2の項の第4欄、10の項の第4欄、12の項の第4欄、23の項の第4欄および24の項の第4欄に規定する非課税の登記に該当する証明書の交付の手数料

1件につき 500円（現地における確認を要するものにあつては、3,000円）

第2条第2項第63号中「8,200円」を「8,600円」に改め、同項第71号の2中「1,050円」を「1,000円」に改め、同項第73号中「31,000円」を「30,000円」に、「25,000円」を「24,000円」に、「640円」を「610円」に、「390円」を「380円」に改め、同項第73号の2中「27,000円」を「26,000円」に、「16,000円」を「15,000円」に改め、同項第78号中「150,000円」を「140,000円」に改め、同項第79号の2中「40,000円」を「41,000円」に、「3,900円」を「4,100円」に改め、同項第80号中「31,000円」を「30,000円」に、「25,000円」を「24,000円」に改め、同項第81号中「2,500円」を「2,400円」に改め、同項第83号の2を削る。

第8条中「者に対しては」を「ときは」に改める。

別表第1中「1,030」を「1,060」に、「2,070」を「2,130」に、「3,110」を「3,200」に、「4,140」を「4,260」に改める。

別表第2第2項中「100分の5」を「100分の8」に改め、同表第3項第1号中「970円」を「1,050円」に改め、同項第2号中「1,830円」を「1,980円」に改め、同項第3号中「490円」を「530円」に改める。

	「	「		
	1,720 円	1,770 円		
	3,230	3,310		
	6,340	6,590		
	2,170	2,220		
	4,380	4,490		
別表第3中	6,340	6,500	を	に、「6,330」を「6,500」
	2,170	2,230		
	1,720	1,770		

2,170
1,720

2,210
1,770

に、「17,200」を「17,700」に、「10,300」を「10,600」に、「4,460」を「4,660」に、「490」を「500」に改める。

別表第4中 「

6,340 円
6,340

」 を 「

6,840 円
6,840

」 に、「16,900」を「16,800」

に、「

10,300
3,230

」を「

11,100
3,490

」に、「1,350」を「1,380」に、「2,070」

を「2,240」に、「3,890」を「4,200」に、「

3,960
11,400

」を「

3,870
11,300

」に、

に、「2,080」を「2,180」に、「

3,230
6,080
54,800
10,300

」を「

3,450
6,570
59,200
10,800

」に、

「4,070」を「4,090」に、「

3,230
3,230

」を「

3,490
3,490

」に、

「

6,080
9,530

」を「

6,110
9,680

」に、「30,800」を「31,560」に、「2,590」

を「2,580」に、「

3,960
1,970

」を「

3,950
1,930

」に、「9,060」を「8,960」

に、「2,250」を「2,430」に、「1,490」を「1,610」に、「1,610」を「1,740」に、「3,080」を「3,330」に、「9,180」を「9,130」に、「3,570」を「3,860」に、「4,950」を「5,350」

に、「9,540」を「9,700」に、「5,170」を「5,140」に、「1,720」を「1,770」に、

3,230	を	3,310	に、「2,170」を「2,220」に、
6,340	」	6,590	」

「4,380」を「4,490」に、	6,340	を	6,500	に、
	2,870		3,100	
	1,470		1,460	」

「4,180」を「4,150」に、「31,000」を「33,000」に、	同	1,470	を
--------------------------------------	---	-------	---

同	1,590	に、「3,970」を「3,940」に、「4,480」を「4,460」に、
---	-------	--------------------------------------

「1,170」を「1,260」に、	490	を	530	に改める。
	490		530	

別表第5第1項の表の部分を次のように改める。

区	分	単 位	金 額
電気・電子試験	耐電圧試験	1 試験	2,050 <sup>円</sup>
材料試験	強度試験	1 試験料	最低 890
		1 項目	最高 2,340
	疲労試験	1 時間	2,360
		1時間増すごとに	960
	硬さ試験	1 試験料	1,160
金属組織試験	光学顕微鏡写真撮影	1 視野	3,270
		焼増し1枚につき	480
環境試験	振動試験	1 試験料	3,560
		1 条件	
		1 時間	2,430
化学分析	定性分析	1 成分	1,980
		1成分増すごとに	900
	全成分	5,360	
	定量分析	1 成分	2,920

食品保存性試験	恒温試験	24時間 (10試料まで) 24時間増すごとに	3,650 2,460
微生物試験	菌数測定	1試料	3,900
pH測定		同	1,140
デザイン指導		1時間	4,250
成績書の 複本または 証明書	和文	1通	500
	英文	同	640
成績書の英文作成		同	2,090

別表第5第2項中「5,280」を「5,360」に、「4,360」を「4,370」に、

	Pd、
呈	色
収	縮

Cdの溶出試験	同	3,390
試験	1件	3,750
試験	1試料	最低 1,370
		最高 3,630

を	
---	--

Pd、Cdの溶出試験	1試料	3,390
------------	-----	-------

に、	1
----	---

件	2,170	を	同	2,270	に、
同	2,050		同	2,060	

「11,200」を「11,210」に、「5,900」を「5,950」に、「4,720」を「4,740」に、「19,800」を「20,700」に、「1,350」を「1,450」に、「1,070」を「1,140」に、「2,330」を「2,410」に、「2,790」を「2,870」に、「2,840」を「2,920」に、「3,640」を「3,650」に、「6,710」を「6,720」に、

衝撃試験	同	6,240	を
------	---	-------	---

衝撃試験	同	6,240	に、
デザイン指導	1時間	4,250	

「 490 」を「 500 」に、

610
2,050

を

640
2,090

に改める。

別表第6の表の部分を次のように改める。

区 分		単 位	金 額
分析試験	定性分析	1 成分	2,090 円
	定量分析（繊維・有機成分）	同	最低 3,280 最高 4,720
	定量分析（金属・無機成分）	同	2,820
材料試験	糸物性試験	1 試験料目	1,100
	布物性試験	同	1,100
	繊維鑑定	1 成分	1,330
	繊維混用率試験	同	1,510
	顕微鏡写真撮影	1 試験料	4,340
	プラスチック強度試験	1 試験料目	1,790
	硬 さ 試 験	同	1,170
	硬さ分布試験	1 試験料 （10測点まで） これを超える場合は1測点	3,300 300
	硬さ測定用試料調整	1 試験料	最低 400 最高 1,740
染色試験	強度試験	1 試験料目	同 870 2,380
	染色・仕上試験	同	1,960
	染色堅ろう度試験	同	1,460
デ ザ イ ン 指 導		1 時 間	4,000
金属顕微鏡試験の試料調整		1 試 料	1,900
組織試験	顕微鏡写真撮影	1 視野 焼増し1枚につき	3,070 450
精密測定	表面粗さ測定	1 測 定	1,750
	真円度測定	同	1,970
	三次元測定	1 試験料 1 測 定	3,340

		1測定増すごとに	1,170
環境試験	恒温恒湿試験	1 試料	1,960
		1 条件	
	1 時間	750	
	1時間増すごとに		
	冷熱衝撃試験	同	2,210
	塩水噴霧試験	24時間	4,440
(5試料まで)			
		1試料増すごとに	350
成績書の 複本または 証明書	和文	1通	500
	英文	同	640
成績書の英文作成		同	2,090

別表第6注2中「700円」を「720円」に改める。

別表第11第2項中「480円」を「500円」に改める。

別表第28第1項第1号中「250」を「300」に、「450」を「500」に、「200」を「240」に、「360」を「400」に改め、同表第2項中「1,260」を「1,360」に、「2,510」を「2,710」に、「5,040」を「5,440」に改め、同表第3項中「17,100」を「18,500」に、「8,600円」を「9,300円」に、1,000 を 1,100 に改める。

別表第28の2第3項中「1,260」を「1,360」に、「2,510」を「2,710」に、「5,040」を「5,440」に改める。

別表第29中「5,800」を「6,300」に、「16,000」を「17,300」に、「17,100」を「18,500」に、「29,800」を「32,200」に、「35,600」を「38,500」に、「2,280」を「2,460」に、「3,100」を「3,350」に、「1,490」を「1,610」に、「2,060」を「2,220」に、「5,500」を「5,940」に、「7,220」を「7,800」に、「4,120」を「4,450」に、「5,260」を「5,680」に、「6,870」を「7,420」に、「2,740」を「2,960」に、「3,550」を「3,830」に、「4,200円」を「4,540円」に、「1,260円」を「1,360円」に改める。

別表第32中「11,100」を「10,800」に、「15,600」を「15,100」に、「36,600」を「35,500」に、「25,700」を「25,100」に改める。

別表第37(1)の項中「3,400」を「3,600」に改め、同表(2)の項中「4,200」を「4,000」に改め、同表(3)の項中「4,400」を「4,200」に改める。

別表第39(1)の項中「2,400」を「2,500」に改め、同表(3)の項中「1,000」を「1,100」に改める。

別表第40(1)の項および(2)の項中「3,500」を「3,300」に改め、同表(3)の項中「2,400」を「2,300」に改め、同表(4)の項および(5)の項中「1,100」を「1,000」に改め、同表(6)の項中「2,400」を「2,300」に改め、同表(7)の項および(8)の項中「470」を「450」に改

め、同表(9)の項中「260」を「250」に改める。

別表第42(1)の項中「6,900」を「6,800」に、「7,400」を「7,200」に、「7,800」を「7,700」に改め、同表(2)の項中「2,300」を「2,200」に改め、同表(3)の項中「3,500」を「3,400」に改め、同表(4)の項中「2,400」を「2,300」に、「3,300」を「3,200」に、「3,600」を「3,500」に、「3,800」を「3,700」に改め、同表(5)の項中「410」を「400」に改める。

別表第43(1)の項中「12,000円」を「13,000円」に、「18,000円」を「19,000円」に、「27,000円」を「28,000円」に、「93,000円」を「92,000円」に、「470,000円」を「460,000円」に、「780,000円」を「760,000円」に改め、同表(2)の項中「27,000円」を「28,000円」に、「34,000円」を「35,000円」に、「67,000円」を「65,000円」に、「86,000円」を「83,000円」に、「150,000円」を「140,000円」に、「190,000円」を「180,000円」に、「300,000円」を「290,000円」に、「570,000円」を「540,000円」に改め、同表(3)の項中「17,000円」を「16,000円」に、「25,000円」を「24,000円」に、「31,000円」を「30,000円」に、「43,000円」を「42,000円」に、「64,000円」を「61,000円」に、「82,000円」を「78,000円」に、「180,000円」を「170,000円」に、「290,000円」を「280,000円」に、「560,000円」を「540,000円」に改め、同表(4)の項中「17,000円」を「16,000円」に、「33,000円」を「32,000円」に、「42,000円」を「41,000円」に、「63,000円」を「60,000円」に、「 | 80,000円 | 」を「 | 76,000円 | 」に、「280,000円」を「270,000円」に、「510,000円」を「490,000円」に改め、同表(6)の項および(7)の項中「35,000円」を「36,000円」に改め、同表(8)の項中「28,000円」を「29,000円」に改め、同表(11)の項中「180,000円」を「170,000円」に改め、同表(13)の2の項および(14)の項中「35,000円」を「36,000円」に改め、同表(16)の項および(19)の項中「28,000円」を「29,000円」に改め、同表(19)の2の項中「78,000円」を「80,000円」に、「27,000円」を「26,000円」に改め、同表(19)の3の項中「28,700円」を「30,000円」に、「11,000円」を「12,000円」に改め、同表(22)の6の項、(23)の項、(24)の2の項から(25)の2の項までおよび(27)の項から(29)の項までの規定中「28,000円」を「29,000円」に改め、同表(32)の項および(33)の項中「78,000円」を「80,000円」に、「27,000円」を「26,000円」に改め、同表(34)の項および(35)の項中「210,000円」を「200,000円」に、「27,000円」を「26,000円」に改め、同表(36)の項中「78,000円」を「80,000円」に、「27,000円」を「26,000円」に改め、同表(37)の項および(38)の項中「210,000円」を「200,000円」に、「27,000円」を「26,000円」に改め、同表(39)の項中「6,700円」を「7,000円」に、「11,000円」を「12,000円」に改め、同表(40)の項から(40)の3の項までの規定中「28,000円」を「29,000円」に改め、同表(41)の項中「26,000円」を「27,000円」に、「11,000円」を「12,000円」に、「14,000円」を「15,000円」に、「6,000円」を「6,300円」に改め、同表(42)の項中「34,000円」を「32,000円」に、「19,000円」を「18,000円」に改め、同表(43)の項中「32,000円」を「30,000円」に、



「19,000円」を「18,000円」に改め、同表(44)の項中「25,000円」を「26,000円」に、「15,000円」を「16,000円」に改め、同表(45)の項中「24,000円」を「25,000円」に、「13,000円」を「14,000円」に改め、同表(47)の項中「17,000円」を「18,000円」に改める。

別表第44(1)の項中「27,200」を「27,400」に改め、同表(3)の項中「14,800」を「14,500」に改め、同表(4)の項中「10,300」を「9,800」に改め、同表(6)の項中「6,500」を「6,200」に改め、同表(7)の項中「11,000」を「10,500」に改め、同表(7)の2の項中「2,400」を「2,500」に改め、同表(7)の3の項中「3,800」を「3,700」に改め、同表(8)の項中「5,200」を「4,900」に改め、同表(11)の項中「3,800」を「3,600」に改める。

別表第45(1)の項中「の検査」を「の検査(法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予察するためのもの)に限り、牛に係る伝達性海綿状脳症検査を除

く。)」に改め、

1頭1回につき 270円
1頭1回につき 270円

を

1頭1回につき 260円
1頭1回につき 280円

に、「240円」を「230円」に、「4,500円」を「4,300円」に、「みつばち」を「蜜蜂」に、「1ほう群1回」を「1蜂群1回」に改め、同表(2)の項中「<sup>しゅそ</sup>気腫疽予防注射」を「<sup>そ</sup>気腫疽予

防注射」に、

1頭1回につき 290円
1頭1回につき 450円

を

1頭1回につき 300円
1頭1回につき 450円

に、「570円」を「540円」に、「520円」を「510円」に、

1頭1回につき 290円
1頭1回につき 200円
1頭1回につき 200円

を

1頭1回につき 280円
1頭1回につき 190円
1頭1回につき 210円

に、「510円」を「480円」に改め、同表(3)の項中

「720円」を「700円」に、「320円」を「310円」に改める。

別表第48(1)の項中「3,700」を「3,500」に改め、同表(2)の項中「3,700」を「3,600」に改め、同表(5)の項中「2,900」を「3,000」に改め、同表(6)の項中「12,000」を「11,400」に改め、同表(7)の項中「4,100」を「3,900」に改める。

別表第49中(5)の項を削り、(6)の項を(5)の項とする。

別表第51(1)の項中「14,700」を「14,400」に、「3,900」を「3,700」に改め、同表(2)の項中「2,800」を「2,700」に改め、同表(3)の項中「14,600」を「14,800」に、「3,900」を「4,000」に改める。

別表第52(1)の項中「第63条第3項第5号イ」の右に「もしくは第68条の69第3項第5号イ」を加え、「360,000」を「350,000」に、「470,000」を「460,000」に、「800,000」を「790,000」に改め、同表(2)の項中「第63条第3項第6号」の右に「もしくは第68条の69第3項第6号」を加え、「6,100」を「5,800」に、「8,100」を「7,700」に、「12,000」を「11,000」に、「32,000」を「33,000」に、「39,000」を「41,000」に、「53,000」を「55,000」に改め、同表(3)の項中「6,100」を「5,800」に、「8,100」を「7,700」に、「12,000」を「11,000」に、「32,000」を「33,000」に、「39,000」を「41,000」に、「53,000」を「55,000」に改める。

別表第53(1)の項中「29,000円」を「28,000円」に改め、同表(2)の項中「11,000円」を「10,500円」に改め、同表(3)の項中「29,000円」を「28,000円」に改め、同表(4)の項中「11,000円」を「10,500円」に、「10,600円」を「10,500円」に改め、同表(8)の項中「3,100円」を「3,000円」に改め、同表(8)の2の項中「13,000円」を「14,000円」に改め、同表(8)の3の項中「第36条の4第2項」の右に「(法第83条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加え、「7,100円」を「7,500円」に改め、同表(8)の4の項中「第36条の4第2項」の右に「(法第83条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加え、同表(8)の5の項中「第36条の4第2項」の右に「(法第83条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加え、「3,100円」を「3,000円」に改め、同表(9)の項中「29,000円」を「28,000円」に改め、同表(10)の項中「11,000円」を「10,500円」に改め、同表(12)の項、(14)の項および(16)の項中「3,100円」を「3,000円」に改め、同表(17)の項ア中「149,800円」を「150,000円」に改め、同項イ中「131,600円」を「131,800円」に改め、同項ウ中「6,300円」を「6,200円」に改め、同項エ中「131,600円」を「130,700円」に改め、同項オおよびカ中「58,800円」を「58,600円」に改め、同項キ中「149,800円」を「150,000円」に改め、同項ク中「131,600円」を「130,700円」に改め、同項ケ中「95,200円」を「94,900円」に改め、同表(18)の項イ中「115,500円」を「114,800円」に改め、同項エ中「115,500円」を「115,400円」に改め、同項オおよびカ中「47,200円」を「47,000円」に改め、同項キ中「138,200円」を「138,000円」に改め、同項ク中「115,500円」を「115,400円」に改め、同表(19)の項ア中「90,300円」を「89,800円」に改め、同項イ中「85,400円」を「85,600円」に改め、同項ウ中「11,000円」を「11,100円」に改め、同項オおよびキ中「85,400円」を「85,200円」に改め、同項ケおよびサ中「33,600円」を「33,500円」に改め、同項シ中「90,300円」を「89,800円」に改め、同項ス中「85,400円」を「85,200円」に改め、同表(20)の項ア中「50,700円」を「50,800円」に改め、同項イ中「48,100円」を「48,300円」に改め、同項ウ中「5,600円」を「5,400円」に改め、同項オ中「48,100

円」を「47,900円」に改め、同項力中「24,100円」を「23,900円」に改め、同項キ中「48,100円」を「47,900円」に改め、同項ケおよびサ中「24,100円」を「23,900円」に改め、同項シ中「50,700円」を「50,300円」に改め、同項ス中「48,100円」を「47,900円」に改め、同項セ中「24,100円」を「23,900円」に改め、同表(21)の項ア中「81,200円」を「81,000円」に改め、同項才中「41,300円」を「41,100円」に改め、同項キ中「35,700円」を「35,600円」に改め、同項ク中「30,800円」を「30,700円」に改め、同項ケ中「35,700円」を「35,600円」に改め、同項コ中「30,800円」を「30,700円」に改め、同項サ中「81,200円」を「80,600円」に改め、同項ス中「41,300円」を「41,100円」に改め、同表(22)の項中「69,400円」を「69,500円」に、「34,100円」を「34,000円」に改め、同表(23)の項中「30,100円」を「30,000円」に、「20,400円」を「20,500円」に改め、同表(24)の項ア(イ)中「28,700円」を「28,600円」に改め、同項ア(ウ)中「13,300円」を「13,200円」に改め、同項ア(オ)中「28,700円」を「28,600円」に改め、同項ア(カ)中「13,300円」を「13,200円」に改め、同項ア(キ)中「48,800円」を「48,500円」に改め、同項ア(ク)中「28,700円」を「28,600円」に改め、同項ア(ケ)およびイ中「13,300円」を「13,200円」に改め、同表(25)の項ア(ア)中「104,300円」を「104,100円」に改め、同項ア(イ)中「72,800円」を「73,000円」に改め、同項ア(ウ)中「39,200円」を「39,300円」に改め、同項ア(エ)中「104,300円」を「104,100円」に改め、同項ア(オ)中「72,800円」を「73,000円」に改め、同項ア(カ)中「39,200円」を「39,300円」に改め、同項ア(キ)中「104,300円」を「104,100円」に改め、同項ア(ク)中「72,800円」を「72,400円」に改め、同項ア(ケ)およびイ中「39,200円」を「39,300円」に改め、同表(26)の項中「69,400円」を「68,700円」に改める。

別表第54(1)の項中「11,000円」を「10,000円」に、「19,000円」を「18,000円」に、「28,000円」を「27,000円」に、「43,000円」を「41,000円」に、「61,000円」を「58,000円」に、「95,000円」を「90,000円」に、「150,000円」を「140,000円」に、「230,000円」を「220,000円」に、「300,000円」を「290,000円」に、「380,000円」を「360,000円」に改め、同表(2)の項中「380,000円」を「360,000円」に、「9,300円」を「9,200円」に改める。

別表第56(1)の項ア(ア)中「7,900円」を「7,800円」に改め、同項ア(ウ)中「40,000円」を「39,000円」に改め、同項ア(エ)中「80,000円」を「78,000円」に改め、同項ア(ク)中「280,000円」を「270,000円」に改め、同項イ中「28,000円」を「27,000円」に、「60,000円」を「59,000円」に、「250,000円」を「240,000円」に、「440,000円」を「430,000円」に改め、同項ウ(ア)中「80,000円」を「78,000円」に改め、同項ウ(オ)中「360,000円」を「350,000円」に改め、同項ウ(カ)中「470,000円」を「460,000円」に改め、同項ウ(ク)中「800,000円」を「790,000円」に改め、同表(2)の項中「800,000円」を「790,000円」に、「9,300円」を「9,200円」に改め、同表(3)の項中「42,000円」を「41,000円」に改め、同表(4)の項中「24,000円」を「23,000円」に改め、同表(5)の項中「6,300円」を「6,000円」に、「17,000円」を「16,000円」に、「35,000円」を「33,000円」に、「63,000円」を「60,000円」に、「87,000円」を「83,000円」に改め、同表(6)の項中「2,500円」を「2,400円」に改め、同表(7)の項

中「430円」を「410円」に改め、同表(8)の項中「4,000円」を「3,900円」に改める。

別表第57(4)の項ア(イ)中eを削り、fをeとし、gをfとし、hをgとする。

別表第62(1)の項中「131,000」を「127,000」に、「110,000」を「107,000」に改め、同表(2)の項中「121,000」を「118,000」に、「100,000」を「97,000」に改め、同表(3)の項、(4)の項、(19)の項および(20)の項中「94,000」を「91,000」に改め、同表(21)の項中「40,000」を「39,000」に改める。

別表第63第1項中「1,420」を「1,400」に、「1,810」を「1,700」に、「2,210」を「2,100」に、「3,090」を「3,000」に、「1,510」を「1,500」に、「2,110」を「2,000」に、「3,710」を「3,600」に、「6,890」を「6,600」に、「10,700」を「10,300」に、「15,000」を「14,400」に、「19,100」を「18,400」に、「21,600」を「20,800」に、「29,800」を「28,700」に、「51,200」を「49,500」に改め、同表第2項第1号中「1,100」を「1,050」に、「1,290」を「1,300」に、「1,680」を「1,640」に、「2,100」を「2,040」に、

「2,400」を「2,290」に、「150」を「140」に、

同	190	を	同
同	250	」	同

180

に、「340」を「330」に、「520」を「500」に、	同
240	同

900

を	同	860	に、「2,460」を「2,360」に、「6,190」を
1,530	同	1,460	」

「5,940」に、「7,760」を「7,470」に、「11,400」を「11,000」に、「14,200」を「13,700」に、「18,900」を「18,300」に、「21,300」を「20,700」に、「37,800」を「36,700」に、

「220」を「210」に、

同	290	を	同	280	に、
---	-----	---	---	-----	----

ガラス製温度計(ベックマン温度計および体温計を除く。)	(1) 計ることができる温度が零下5度以上105度以下のもの	同	50	を
	(2) 計ることができる温度が零下5度以上200度以下のもの	同	90	

ガラス製温度計(ベックマン温度	(1) 計ることができる温度が零下5度以上105度以下のもの	同	60
-----------------	--------------------------------	---	----

計および体温計を除く。)	(2) 計ることができる温度が零下5度以上200度以下のもの	同	100	に、
抵抗体温計		同	120	

「

同	80
---	----

」を「

同	90
---	----

」に、「170」を「180」に、

同
同

「1,200」を「1,260」に、「1,700」を「1,790」に、「590」を「570」に、

「

1,530
2,030

」を「

同	1,550
同	2,050

」に、「6,370」を「6,400」に、

「

同	90
同	450

」を「

同	100
同	470

」に、「930」を「880」に

改め、同項第2号中「170」を「160」に、「

同	200
---	-----

」を「

同
---

」

「

190
-----

」に、「270」を「260」に、「360」を「340」に、「560」を「530」に、

「1,000」を「960」に、「1,690」を「1,610」に、「2,890」を「2,770」に、「6,570」を「6,310」に、「8,390」を「8,070」に、「12,400」を「11,900」に、「15,200」を「14,700」に、「19,900」を「19,300」に、「22,400」を「21,700」に、「38,900」を「37,800」に、「230」

を「220」に、「

同	100
---	-----

」を「

同	90
---	----

」に、「300」

を「290」に、「

同	60
---	----

」を「

同	70
---	----

」に改め、同

項第3号中「1,560」を「1,550」に、「2,090」を「2,050」に、「2,550」を「2,420」に、

「3,390」を「3,250」に、「6,430」を「6,400」に、

同	90
---	----

を

「

同	100
---	-----

」に、「470」を「490」に、「1,000」を「950」に改め、同

表第3項中 

13,500円
3,250円

 を 

13,200円
3,210円

 に、「5,050円」

を「5,000円」に、「7,500円」を「7,450円」に、

10,200円
13,500円

を

「

10,000円
13,100円

」に、「13,500円に」を「13,100円に」に、「3,200円」を

「3,190円」に、「7,950円」を「7,880円」に、「8,810円」を「8,780円」に、「7,100円」を「7,090円」に改め、同表第4項中「1,420」を「1,400」に、「1,810」を「1,700」に、「2,210」を「2,100」に、「3,090」を「3,000」に、「1,510」を「1,500」に、「2,110」を「2,000」に、「3,710」を「3,600」に、「6,890」を「6,600」に、「10,700」を「10,300」に、「15,000」を「14,400」に、「19,100」を「18,400」に、「21,600」を「20,800」に、「29,800」を「28,700」に、「51,200」を「49,500」に、「22,300」を「22,200」に、「36,400」を「35,800」に、「31,900」を「31,700」に、「91,900」を「92,000」に、「121,200」を「120,200」に、「102,100」を「101,900」に、「96,800」を「96,700」に、「111,500」を「110,700」に、「24,700」を「25,000」に改め、同表第5項中「156,900」を「153,000」に、「408,300」を「402,900」に、「53,800」を「52,800」に、「1,750」を「1,810」に、「730」を「720」に、「350」を「340」に、「2,500」を「2,510」に、「7,360」を「7,240」に、「1,260」を「1,320」に改める。

別表第63の2(4)の項から(6)の項までの規定中「1,600」を「1,520」に改め、同表(7)の項中「1,100」を「1,050」に改め、同表(10)の項中「60,000」を「59,000」に改める。

別表第64の2(1)の項中「5,600」を「5,300」に改め、同表(2)の項中「3,600」を「3,500」に改め、同表(3)の項中「6,000」を「5,900」に改め、同表(4)の項中「4,000」を「3,800」に改める。

別表第67(1)の項中「45,000円」を「44,000円」に、「15,000円」を「16,000円」に、「67,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円)」を「66,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、24,000円)」に、「31,000円」を「33,000円」に、「63,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、17,000円)」を「60,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、16,000円)」に、「99,000円」を「96,000円」に、「208,000円」を「201,000円」に、「53,000円」を「52,000円」に、「363,000円」を「350,000円」に、「80,000円」を「79,000円」に、「634,000円」を「611,000円」に、「118,000円」を「116,000円」に、「1,168,000円」を「1,125,000円」に、「214,000円」を「211,000円」に、「1,692,000円」を「1,630,000円」に、「298,000円」を「294,000円」に、「2,083,000円」を「2,007,000円」に、「367,000円」を「363,000円」に、「41,000円」を「40,000円」に、「67,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、24,000円)」を「65,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円)」に、「120,000円」を「116,000円」に、「223,000円」を「216,000円」に、「75,000円」を「74,000円」に、「370,000円」を「358,000円」に、「125,000円」を「124,000円」に、「687,000円」を「665,000円」に、「229,000円」を「227,000円」に、「956,000円」を「926,000円」に、「314,000円」を「311,000円」に、「1,159,000円」を「1,122,000円」に、「374,000円」を「371,000円」に改め、同表(2)の項から(4)の項までの規定中「15,000円」を「16,000円」に改める。

別表第68(2)の項中「47,000円」を「46,000円」に、「9,000円」を「9,200円」に、「80,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円)」を「78,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円)」に、「106,000円」を「103,000円」に、「144,000円」を「140,000円」に、「31,000円」を「30,000円」に、「200,000円」を「194,000円」に、「49,000円」を「48,000円」に、「280,000円」を「272,000円」に、「83,000円」を「81,000円」に、「374,000円」を「363,000円」に、「127,000円」を「123,000円」に、「486,000円」を「471,000円」に、「160,000円」を「155,000円」に、「568,000円」を「551,000円」に、「170,000円」を「165,000円」に、「610,000円」を「592,000円」に、「194,000円」を「188,000円」に、「117,000円」を「114,000円」に、「18,000円」を「17,000円」に、「184,000円」を「178,000円」に、「35,000円」を「34,000円」に、「278,000円」を「270,000円」に、「86,000円」を「83,000円」に、「354,000円」を「343,000円」に、「130,000円」を「127,000円」に、「420,000円」を「407,000円」に、「162,000円」を「157,000円」に、「261,000円」を「254,000円」に、「26,000円」を「25,000円」に、「396,000円」を「385,000円」に、「44,000円」を「43,000円」に、「549,000円」を「534,000円」に、「95,000円」を「93,000円」に、「666,000円」を「647,000

円」に、「140,000円」を「136,000円」に、「779,000円」を「756,000円」に、「173,000円」を「168,000円」に、「885,000円」を「859,000円」に、「211,000円」を「204,000円」に、「1,046,000円」を「1,015,000円」に、「218,000円」を「211,000円」に改め、同表(4)の項中「5,000円」を「4,800円」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第49の改正規定は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。